

Title	徳川秀忠对外政策の平和志向面について
Sub Title	The Peace-orientating foreign policy of Tokugawa Hidetada
Author	武田, 万里子(Takeda, Mariko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.1/2 (1999. 1) ,p.123- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川秀忠対外政策の平和志向面について

武田 万里子

ここで述べるのは元和期に基本理念が築かれた徳川政権の対外的平和政策と、その蹉跌、修復、鎖国への傾斜である。家康期の開放政策から一転して管理に向かった秀忠期（一六一六―三一）は、寛永初年までは江戸の方針がほぼ順調に長崎・平戸に伝達され、政策が軌道に乗ったかに見えた。しかし長崎で一六二五年奉行長谷川権六の更迭に伴い、外交実務が代官末次平蔵に握られたことから齟齬を来し、奉行竹中重義も国禁に違反した。寛永期の二潮流、鎖国と非鎖国を、江戸の政策とそれを破綻させる対外応接現場の相剋として捉え、後者を制する形で第一次鎖国令が出されたと考える。その経緯を辿ったうえで、家光政権が秀忠晩年の矛盾をいかに克服し、対外関係を整えたかについて、若干の意見を述べたい。

対外応接地帯の設定

徳川期対外政策の転換点は秀忠が実質的に政権を掌握する一六一六年で、軍縮とキリシタン禁制が以後の指針となった。まず一六二〇年までの対外応接地帯の設定、朱印船航路の限定、武器の時限的購入禁止、鉄・鉛の規制等の措置について述べたい。東シナ海で対外応接地帯が設定される第一歩、一六一六年に外国船の来航と取引が長崎・平戸に限定されたことを、通常交易地制限令と呼んでいる。従来との変化は太平洋航路の廃止と外国人の旅行・居住地の制限である。とりわけスペイン人とイギリス人の関東滞在が否定された。家康はスペイン人に首都の喉元にかかわらず浦賀入港を許し、イギリス人には江戸居住許可を明記した朱印状を与えた。しかし秀

忠政権の強い警戒意識は首都周辺からキリスト教という不安要素を排除した。家康期、浦賀には三浦按針が船舶応接に配置されていた。按針は江戸日本橋で御船奉行居住区の近隣に屋敷を持ち、そのうちの向井一族とは入魂のうえ、三浦半島でも三崎・走水・浦賀と連携して江戸湾警備に当たっていた。しかし秀忠に実権が移って早々、浦賀の按針屋敷(幕府の港湾施設)で宣教師滞在疑惑が浮上した。幕閣はイギリス人を追及して彼らもスペイン・ポルトガル人と同じキリスト教徒と判断し、関東から追放したのである。江戸湾防備は一六一七年の下田奉行配置で強化された。この制限令によって外国商人は取引全般や幕府の諸指令、参府、幕閣との折衝、裁判などに居住地支配者の指示・監督・介添えを受けることになり、オランダ人とイギリス人は平戸藩主を、その他は長崎奉行を通して幕閣と接するのが筋目、という体制が確立した。これは単に交易地の制限というより、出入国・外交・貿易、後には情報収集・国土防衛・漂流民送還という法規的・超法規的諸問題の処理の場として、東シナ海が整備されてゆく第一段階と考える方が適切である。これ以後対外関係の諸法令は、一連の鎖国関連法令も含めて、この地域の責任者に対する通達として出され

ることになった。

これと同時に異国渡海朱印状の発行が江戸城内に取込まれ、受領者の制限、指定地以外への航海の嚴禁、航路変更等の措置が取られた。これは広く民間にあった航路参入権を幕府へ集中させる始まりである。一六一六年以降の朱印状の行先ではモルッカ諸島方面がない。一六年の高木作右衛門の同地行き朱印状は家康期の作成で、これ一通だけである。ここは紛争地帯でポルトガル・スペインの根拠地でもあり、日本向けの商品はなく、期待されたのは日本から輸出する武器・食料・兵士で、これが危惧されたと思われる。ここに国外でも紛争とキリシタンを忌避する政策が打出された。この措置は一六二〇年代の外国人による日本人搬出禁止、キリシタン日本人の通商禁止等の先駆をなすもので、日本人帰国全面禁止に至る約二〇年間の各種の出国制限の第一歩である。

秀忠対外政策の主眼の一つ、外国人への武器販売禁止について言えば、その第一弾は一六一七年の堺で出された。同年一〇月堺にいたイギリス人は、どの外国人も将軍に禁じられていと言われて甲冑も銃も購入できなかった。日本国を弱めたり敵を武装させるために買うのではないと申し立てると、これは朝鮮使節に関わる將軍

の禁止事項だが、イギリス人に宿主が一度に三、四点供給するのは黙認しよう、と奉行が伝言してきた⁽¹⁾。同年来日の朝鮮使節一行が鉄砲等を大量に購入するのを、産地の堺で禁じたものである。刀剣類が主体の大量の武器輸出は数次の戦役による大量生産の結果であり、それには鉄の大増産という裏付けがあった。イギリス商館では備後鞆の津に用達商人を置いて、船舶用の釘と輸出向け鉄地金を調達していた。近世初期の広島藩内の鉄山は民営で、各地に自由に販売され、藩の統制が加えられたのは一六八〇年からである⁽²⁾。イギリス商館長日記には一六一六年、鞆の津で鉄地金が最高値のうえ最上級品が払底し、將軍用に別にしてある大量の品は、幕府の代官ないし奉行の承認なしにイギリス人に売るのを鍛冶が渋っている、という記事がある⁽³⁾。芸備地方で幕府が直接掌握しようとした時期があったことを物語るものである。その対象の最上鉄は船釘や錨、農具用ではなく、刀剣や鉄砲用である。これは武器製造の規制でもあり、一七年の堺での外人鉄砲等購入禁止を考えると、国際環境も視野に入れた軍縮的取組みの始まりと考えられる。またこの翌年からイギリスとオランダの輸入鉛は幕府が一括して買上げることになった。

徳川秀忠対外政策の平和志向面について

一方、私鬪禁止という意味での海賊行為の禁止は、幕府創設以来まったくなござりて、家康期の東シナ海では日本の海賊も外国の海賊も野放しだった。ただ朱印船への干渉だけは許されなかった。前代のバハン禁止令では手に負えない海賊の退治を断念し、朱印船制度の側面利用によって、朱印状保持者のみ保護するという消極策でのいだったのである。しかし秀忠は一六一七年、対外応接の場の整備への意思を、日本領域内の海賊行為禁止を確約したことで示し、実行した⁽⁴⁾。

秀忠政権の最初の五年間は基本政策の打出しと実行の第一歩だったが、その後対外応接の現場そのものが綻び目となる諸矛盾はまだ現れず、対外関係についても国内法の有効性が期待されていた時期である。一六二〇年以降戦略物資と兵士の搬出禁止、海賊禁止という形で具体化される軍縮政策は、私鬪・私的結集禁止の海外への適用として、軍事権掌握への幕府の取組みの一環という視点が可能ではないかと思う。

一六二〇年代の軍縮とキリシタン禁制強化

一六二〇年代は対外関係の諸矛盾の表面化と、その対応としての軍縮とキリシタン禁制強化の時期である。ま

ず平山常陳事件、武器・日本人搬出と近海の海賊行為の禁止、日本航路の再限定から考えたい。平山常陳事件⁵は、英蘭合同船団による私貿易船捕獲事件である。常陳はルソン在住の日本人で、前歴不詳、恐らくただ一度だけ貿易代行業もしくは輸送業者として、日本からの資金の運用に当たった人物である。一六二〇年、その船が日本人その他の船荷を積んで日本へ向かうべく台湾海峡にさしかかった時、英蘭合同船団に止められ、朱印状の提示がなかったため捕獲されて日本に曳航された。平山側は日本で船団の海賊行為を訴え、英蘭側は乗船者に宣教師がいることを訴えて捕獲品の引渡しを求めた。その結果一六二二年平山側は宣教師乗船のかどで有罪となり、元和の大殉教の引金となった。平山事件は平戸・長崎の地域責任者ではなく老中が判決を下した重要事件である。幕府はこの件を重視して、翌二三年には宣教師密航幫助懸念から日本人のルソン渡航を全面禁止し、二四年にはスペインと国交を断絶した。一六二〇年領域外での事件発生、二一年の海賊禁止令、二二年の処分決定、二三、四年のルソンとの通交断絶という経過を見ると、キリシタン禁止と日本資本保護・航路保全の両面が一段と進んだことが分かる。非朱印船にせよ英蘭側に与えられたのが

捕獲品ではなく老朽船体だけだったのは、海賊行為の場が国外で船は外国船、積荷は日本資本という条件では、英蘭人の権利は船体だけ、と判断されたためだろう。同じ事が家康期に起こったら、獲物はすべて英蘭人の所有となった筈である。秀忠政権は日本資本の航路全般について、そこを通る船は行儀よく規則を守るべし、という日本の意思が及ぶことを期待した。平山事件によって、船や積荷の安全のため、保全すべきはまず「航路」という考えが固まってきたように思える。この事件は、略奪行為のあつた台湾海峡は主権者が曖昧、ルソン側は干渉、英蘭人の根拠地は平戸、平山側の資本構成は長崎中心と思われるため、日本で審議されたのだろう。この時点でまず台湾海峡から長崎・平戸に至る航路の保全が当局の意識に上つたと思われる。

一六二一年、武器・人員の搬出禁止と近海の海賊行為禁止が英蘭人に命じられた⁶。まず、武器と人員の搬出禁止であるが、当時外国人が刀剣類や甲冑を盛んに買付けたのは、日本の武器が鋭利なこと、操作が楽で堅固、大量に生産されて安価、アジア各地に比肩しうる武器製造地が他になかったことが理由となろう。これと一体化した使い手（兵士）の搬出禁止は、剣術・戦術の輸出禁止

でもある。武器と戦法は東南アジアでは欧亜混交状態といつても、傭兵・守備兵に日本人は欠かせず、日本流が席卷すれば現地戦法にも影響を与える。秀忠政権はまず海外での日本人の戦闘力増強の停止を望んだ。戦闘集団は一六世紀後半以降出国が続き、東南アジア各地に広範に存在していた。統一政権として、この状況の拡大進行は捨てて置けない。幕藩体制外に「日本部隊」が存在する現実には公儀の軍事権と矛盾する。公儀の兵以外は兵ではなく暴徒、賊の類である。日本の武器武術で海外の実戦に雇われる出稼ぎ戦闘員は、日本に出入りする限り平和理念に反する。取締り手段は出国禁止以外にはない。体制外の戦闘が傭兵・海賊を問わず否定されたのは、徒党・私闘に準ずるからと思われる。戦略物資や兵士の輸出基地となることは、別の国同士の不和を招いたり日本が攻撃目標にされるような危険もある。最終的には彼らを切捨てて鎖国に至り、海外派兵は公儀のみ決定権が残されることになった。さらに、外国勢が日本式武術や戦法を知ることとは、先行き日本の安全に好ましくないと判断された。後年、日本の工芸品で武器使用法が分かる図柄のものは輸出禁止となっている。⁽⁷⁾パジェスは、秀忠が禁じたのは日本でオランダ人がインド地方の軍隊の兵

士を募ることだったとし、また憂慮の対象は外国人の侵入だと述べている。⁽⁸⁾

一六二一年英蘭人が平戸藩王から言い渡されたのは、甲冑・刀・槍・なぎなた・脇差・火薬・弾丸・銃砲の持出し禁止である。同年長崎で搜索されたマカオ船からは千本以上の槍・なぎなた・刀が押収され、イギリス人は護身用の武器まで取り上げられた。⁽⁹⁾英蘭商館長は、「過去にそうしてきたような、対価を支払って我々の船で人員や軍需品を積み出すという旧来の特権」を取り戻すべく凶ったが果たせなかつた。⁽¹⁰⁾それを明記した特許状があつたわけではなく、禁止されていなかつただけだが、努力せずいつでも手に入る商品が人間と武器だつたことは想像に難くない。日本は鉄（船釘・錨）、木材、技術者が十分だったので、イギリス船を例にすればアジアでの修理基地であり、食料、武器、時には人員の補給基地でもあつた。一六二〇年イギリス商館長は、東インド会社ガモルツカ諸島に地歩を占めるつもりなら、オランダ人が今そうしているように日本が（軍需品の）倉庫となるろう、日本で豊富に手に入るのは大砲、各種糧食、材木、鉄製品その他で、よい船大工、鍛冶、職人もいる、と述べ、⁽¹¹⁾フィリピンと通商する日本商人は、オランダ人は船

団用の軍需品や糧食を日本から大量に持ち出すので諸物価が高騰し、日本にとつてはきわめて有害、⁽¹²⁾と言っている。これが直後に禁令を招く一六二〇年前後の戦略物資輸出の実態であった。

日本人海外搬出禁止・渡航制限のキリシタン回避の側面については、一六二七年になってオランダ人がこの件の打開の可能性について平戸藩主に尋ねたとき、もし將軍が無謀で軽率、節度のない日本人にそれを許可したら、おそらく「海賊や暴徒、キリシタン」になるのが落ちだから許されまい、ただし日本人全員を連れ戻るなら別だ、と答えたこと⁽¹³⁾に、この三者が直接間接の反体制者として並列で挙げられた事情が窺われる。幕府は一六二三年、長崎のスペイン・ポルトガル人に追放命令を出し、宣教師を連れてきた者は火刑、日本到着船には乗員・船客を書出させ、キリシタン日本人の国外通商を禁止した。また全ての日本人にルソン渡航を禁じた⁽¹⁴⁾。これは平山事件で証明された宣教師密航幫助の防止措置である。二四年にはスペインと国交を断絶した。ここにルソンは幕府の最重要警戒地点となり、思想犯潜入つまり間接侵略の根拠地として、一七世紀を通して仮想敵国、日本を国たらしめる「外部」、となった。一六二五年以降の長崎政策

はキリシタン撲滅が第一となり、同年キリシタンの旅行は海陸とも一里以内となった⁽¹⁵⁾。二七年には前述のようにオランダ人には連れ出した日本人は全て連れ戻させる等の措置が取られた。独立国日本をいかに思想的に守るかが人的管理に表現されたものである。

一六二一年の禁止条項のもう一つは「洋中」で外国人が「日本人之躰をまねひ」海賊行為をすることである⁽¹⁶⁾。これは英蘭人にも伝達されたが、直接の目標は彼らではない。英蘭人が海賊を働くのに日本人風に装った事実はないからで、日本人風の「ばはん」は九州在住の中国人である。一六一九年付で浙直都督府僉事の王氏から来た書簡⁽¹⁷⁾に、日本人の交易は商に名を借りて盗をなすものだから事実を詳しく調べて厳刑で臨んでほしい、とあった。これは同年、九州在住の唐人が商人を装って海上に出て、日本服に着替えて日本の刀剣を運び、福建から日本に来る商船を掠め取ったことを中国側が誤解したことによる。一六二五年の福建都督あて末次平蔵書簡⁽¹⁸⁾にも、密かに日本の西鄙に住みついた唐人が日本人風に装って船を襲い、また唐人風に繕って帰ってくる、とある。幕府は一九年の書簡には返書こそ与えなかったが、中国側の訴えは取上げ、二一年英蘭人の海賊行為に関してマカオ当局から

別の苦情も来たので、関連地域の大名に通達を出し、その地の外国人の海賊行為を国籍を問わず即刻禁止させたのである。

この禁令が出たについては英蘭両国船団の遊弋ルート自体に問題があった。一六二〇年根拠地平戸に向かった船団は、一辺が五島―女島、別の一辺が女島―甕島の三角海域で獲物のポルトガル船を待ち受けるよう指示されていた。⁽²⁰⁾ 第三の辺は甕島―五島というより事実上西九州の海岸である。この沿岸部分で彼らは港内に逃げ込んだポルトガル船の錨を抜くのは構わないと言われていた。ポルトガル船を狙って遊弋する船団の存在は將軍や高官の間に大きな不快、重大な不興を催させる気配となり、ポルトガル人も愁訴した。長崎奉行は英蘭人に船団を収拾するよう懇請し、さもないと現在抱えている平山船問題に偏見を与え妨げとなつて、先の悪影響も間違いないと語った。⁽²¹⁾ その効果はてきめんで、東シナ海で海賊行為を行うことを彼らは即刻控えた。少なくともそれ以後、組織的にオランダ人が日本近海で海賊行為を働くことはなくなった。翌年船団は、落合う場所を往路は漳州と澎湖島の間とし、帰路は甕島・宇治島と薩摩の間のポルトガル船航路と決めて、長崎周辺を回避することで日本側

の疑念をかわした。⁽²²⁾ しかし結果としてマカオ付近で英蘭船一二隻が遊弋することになり、今度はマカオ当局から訴えられた。年寄の土井利勝はこれに対して「日本近所二而ハ、ははん不仕様ニ被仰付候」と返書を認めた。⁽²³⁾ マカオへの翻訳には、国主の命により「日本近々之海上」で「堅制止海寇」とある。「通航一覽」⁽²⁴⁾ は「日本近海」と説明する。これが該当の中国人ばかりか他の外国人も対象に含めた前記の海賊禁止令である。

これら史料の「洋中」「日本近所」「日本近々之海上」「日本近海」が指すのはどこか。具体的に海賊行為の現場と特定できるのは、一六二〇年のイギリス史料に見える五島―女島―甕島を結んだ線と西九州海岸線との間で、男女群島の女島を除けば古代からの日本の範囲である。女島は無人島だが一六世紀には日本航路のヨーロッパ船の目印となり、鎖国期に至つて、ここを過ぎれば日本、という境界の島となつた。従つて海賊行為の場の「日本近所」とは、一六一七年に秀忠が海賊禁止を約束した、まさにその日本の領域だったのである。「日本近所」が領域内でなければ禁止令の有効性も劣る。この時点で、与論島―女島―五島―対馬という日本の西の境界が、海賊禁止令とともに姿を現したのである。ただ内外にそれ

と明確に意識されるのは鎖国完成期からであった。この「日本近所」という曖昧な表現や、この頃外国人が日本の港内での不法行為を自ら容認した事実は、陸地は確かに日本だが港内でさえ水面は半ば公海という、明確な領土意識より水と土の区別が先行する状態だったことを示す。しかし領土意識と表裏一体の鎖国の成立後は、長崎から十分な距離の女島が境界となり、その背後の緩衝地帯として東シナ海も「静かな海」となるべく監理されるようになった。

一六二一年の海賊禁止令は幕府開設以来初めてのものである。航路保全としては領域内はむしろ、前年の平山船捕獲地点の台湾海峡も意識されたと思われる。日本は一六三〇年代には台湾海峡を取込んでマニラ―マカオから日本に至る航路を守ろうとしたが、海峡で中国海賊が横行したためこれを放棄し、鎖国によって東シナ海のみを守る方向に転じた。前述の「洋中」という表現はその後一七世紀を通じて『華夷変態』に見られるが、記事中の、洋中で他の（不審な）船を見かけなかったか、という来航船各々に対する長崎奉行所の質問には、返答から見て、台湾海峡とその南の地域は含まれていないように推測される。一方、この海賊禁止令が外国人に出された

ものとすれば、日本人の海賊行為はどのように禁止されたのだろうか。前述のように前代のバハン禁止令はあまり効果がなく、家康期までは海賊根絶を断念して朱印船保護に方針を変えていた。しかし秀忠期以降、幕府は日本通商船の被害には個別に賠償命令を出し始め、沿岸各藩も掃討に努めた。その結果、事実上日本人の海賊は薩摩を根拠地とするもの以外、次第に減少していったと思われる。⁽²⁵⁾そして外国人の海上犯罪をこの年改めて禁止令という形で取締ったのである。

末次平蔵の外交担当と逸脱

こうした状況で一六二四年、スペイン船の来航とルソン行き朱印状の発行が終了した。同年オランダはゼーランディア城を台湾で海峡側に築き、日本往復の船は必ず同地に寄港するようになった。前年には平戸イギリス商館が閉鎖した。これらの事実は、台湾島の東側を通る航路、すなわちルソン島とモルッカ諸島というスペイン・ポルトガルの根拠地、紛争とキリシタンの地へ向かうそれがすべて廃止になったことを意味する。その結果日本へ往復する船は、小唐船以外は原則的にすべて台湾海峡を通過することになった。これは重要なことで、結果と

して台湾海峡は、海の関所のように、そこを扼するものが日本の平和と繁栄を左右しうる状況が生じた。近世日本の西の国境を与論島―女島―五島―対馬とすれば、南側で国境線の延長上に南西諸島から台湾、ルソンへと連なる島々は、地理的活用によって日本を利する、あるいは日本が自国の安寧のために他者の干渉から守らねばならない「利益線」として、すでに豊臣時代から意識されていた。一六二四年に至ってルソンとの断絶を機に、台湾と台湾海峡はその利益線の最先端の重要地点となった。無主の島であるため日本人に領土的野心も生まれた。台湾進出の最大の理由は支配権と絡んだ経済的利益であるが、背景にはルソンの押さえという了解もあったと思われる。⁽²⁶⁾ ちょうどこの頃、長崎の外交担当者に変化があらわれた。

現在の対外関係史では一六二〇年代の考察がやや遅れているように見える。鎖国的潮流と非鎖国的なそれとがぶつかり合い、江戸の方針が次第に鎖国という形をとって、非鎖国的な流れを克服してゆくのがこの時期と思われるからである。鎖国・非鎖国の流れは、現行のような江戸の官僚の派閥から探る方法では無理かと思う。江戸と対外実務の現場の意識の相違の方に問題があるのではない

か。ここでは従来触れられなかった長崎代官末次平蔵の外交担当と、奉行竹中重義の法令違反の面から簡略に解明を試みたい。

長崎は長谷川左兵衛の後を継いだ甥の権六が一六二五年まで奉行を勤めた。初期の長崎奉行は將軍の個人奉行的性格が強かったが、一六一六年以後は法令の施行、キリシタン取締、在留外国人や貿易の監督など、知事としての業務に重きが置かれ始め、老中―長崎奉行―在留外国人という筋目が成立した。一六二二ころから長谷川権六に対して秀忠はやや冷淡になったらしく、二五年に罷免された。⁽²⁷⁾ 一六二六年赴任の新奉行水野河内守は將軍の意に沿って「宗教の戦場たるこの町の征服」を誓うが、奉行職だけは「熱情を傾けなければとにかく続けることはできた」。⁽²⁸⁾ つまりこの時期の幕府の長崎対策はキリシタン弾圧を第一としたのである。権六の罷免後、代官末次平蔵が奉行代行を勤めたいきさつをパジェスは、ごくわずかな権利しか与えられていない代官平蔵は三か月間だけ治権を振るわなければならなかったが、第一の地位を占めようと夢想したものの、母と兄弟がキリシタンという理由でこれは果たせなかった、と述べている。⁽²⁹⁾ 第一の地位とは長崎奉行職である。パジェスはまた「第二代

日の奉行平蔵」とも、「首席奉行河内殿」「二人の異教徒たる奉行は、平蔵と「高木」作右衛門」とも記している。⁽³⁰⁾ その平蔵が史料に長崎の代表のような形で現れるのは、一六二五年、林羅山が「答大明福建都督 代末次政直 寛永二年作」として、福建都督に送った「軍令牌」の返書である。⁽³¹⁾

周知のように中国からは一六一〇年に周性如が海上賊船の件を訴え、一六一九年付、二四年付の海賊平定を要請する書簡が浙直地方総兵官、福建都督から来た。⁽³²⁾ からは外交書簡ではなく、東シナ海に臨む地方守備軍の本営から軍令牌のような形式で塞外の地へ出された実務書簡である。一六一〇年の訴えに対し、徳川家康は本多正純の名で福建道総督に修好通商を望む書簡を出させたが、その用件は中国の軍務官の権限外であり、中央官庁に取次がれることなく無効となった。これは家康が「江戸―北京」の国交調整を棚上げして、「駿府―福建」で民間貿易の了解を求めたものだが、同時に東シナ海を挟んで日中が実質的な意思疎通のホットラインを探るきっかけでもあった。その成果の一つが平蔵書簡である。秀忠政権は一六一九年付書簡の「將軍様」の表現を咎め、徳川將軍は中国の地方守備官などとは対等ではないと、返書

を与えなかった。しかし二四年の軍令牌には翌年長崎代官の名で、つまりその程度が釣合うと考えて、返事を出させた。

この手紙の書出しは「日本国長崎鎮官末次平蔵政直」とあり、「鎮」は行政単位で鎮官は代官である。代作したのが外交顧問林羅山であるから、幕府が平蔵に長崎で外交上の代表権を認めたことになる。前奉行長谷川権六の罷免はこの年だが、奉行の諸事務のうち外交関係だけが次期奉行水野に継承されず、水野が江戸の政策のキリシタン弾圧に没頭している隙について、平蔵がそれを握ってしまったのである。一六三〇年オランダ東インド総督書簡は、平蔵を「長崎にて御けんほうの上の御奉行」としている。⁽³³⁾ 憲法^(けんぽう)「公正」な奉行とは日本人の訳であるから、外交に関しては奉行なみ、いわば奉行の並存である。このことが江戸から任命された奉行を飛び越えて平蔵を幕閣と直結させ、公儀の外交権を私的に肥大させる要因となった。平蔵がいわゆる台湾事件の過程で台湾住民を長崎奉行を介さず直接老中や大御所に謁見させ得たのは、この権限あつてのことである。これが、オランダ人のことは老中―平戸藩主の命令系統で管理するという一六一六年以来の筋目を乱れさせ、纏れさせる要因

となった。台湾事件とその收拾、さらにはその後の奉行
竹中重義の切腹事件は、筋目を乱す現地と、それを正そ
うとする中央のせめぎあいという一面があり、第一次鎖
国令は江戸の方針が現地の非鎖国的潮流を抑え、克服す
る形で出されたもの、と見る事ができる。

いわゆる台湾事件⁽³⁴⁾とは、台南にゼーランディア城を築
いて進出していたオランダ人と、台湾通商の朱印船貿易
家である末次平蔵の配下が、関税の支払いが発端となっ
て一六二五年以降争論に発展した事件である。二七年事
情説明のため日本に派遣された大使は任務に失敗すると、
長官となった転任先の台湾で末次側に報復に出たので、
船頭浜田弥兵衛は逆にこれを捕らえ、他のオランダ人と
ともに長崎に連行して抑留した。幕府は二八年、平戸で
オランダ商館を閉鎖し、船を抑留した。バタヴィアの東
インド総督も事情調査に使者を派遣する一方、事態を分
析し、この事件は幕府の意向とは異なる長崎代官の恣意
と断定、オランダ人の件を「老中―平戸藩主―オランダ
人」の意思伝達コースに戻すように指示し、それが実現
して一六三二年解決した。これを平蔵の外交担当権行使
の面から見れば次のようになる。

(1) 一六二五年末次平蔵は台湾での配下とオランダ

人の紛争を閣老に訴えた。この時の平蔵の立場は一朱印
船貿易家などではなかった。本来介在すべき長崎奉行を
通さず直接中央に訴えられたのは、長崎代官としての平
蔵がこの時外交担当者と認められていたからである。

(2) オランダ人は平戸藩主が介添えする立場で、オラ
ンダ貿易に長崎代官の出る幕はない。これを無視して平
蔵一味が人質を平戸ではなく長崎に連行し、貿易に干渉
したのは職権濫用にあたる。このことで平蔵は、オラン
ダ人について長崎と平戸と筋目を二分してしまった。

(3) 幕府がオランダ人に与えた制裁は平戸での商館閉
鎖と貿易停止、船の抑留のみで、人質の長崎抑留は公儀
の名をかりた平蔵の恣意である。平戸藩主は筋目を重ん
じ、平蔵の干渉を避けて傍観の立場を取った。閣老も平
蔵の言い分に押されつつも中立を保ち、平戸の筋目を立
てる方向で審議した。(4) 平蔵の逸脱ぶりは、將軍へ
の台湾島献上の証しと称して台湾住民の老中・大御所秀
忠・將軍家光への謁見を図り、長崎で取った人質の解放
条件として台湾島の明渡し、もしくは城塞の明渡しを自
らバタヴィア総督に要求して、応じれば台湾で貿易を許
そう、⁽³⁵⁾と恫喝するまでに至った。これは筋目の攪乱どこ
ろか公儀の外交権・交易権の侵害である。一六二八年に

台湾へ向かった末次船は臨戦態勢のようだったが、これは軍事権にも抵触する。狙いは日本にとって利益線上の重要地点となった台湾と台湾海峡での利権取得だが、これは台湾が国王も宗主もない土地なので、日本にも進出の権利があるという一般的了解が下地となっている。⁽³⁷⁾

(5) 一件が煮詰まってきた一六三〇年、平蔵は江戸で幕府から非公式に逮捕・拘留・尋問されて申し開きが出来なかつたらしく、息子の相続・代官継承と引替えに不審な死を遂げた。この時長崎代官の外交担当権は否定され、息子は傀儡化した。(6) 平蔵の干渉を退け、オランダ人は平戸藩主の管轄という筋目に戻そうと強力に推進したのは、日本商館長の経験のある総督スペックスである。閣老も取調べの結果平蔵の方を退けた。事件の解決は「老中―平戸藩主―オランダ人」の筋目が戻るのと軌を一にし、その筋目の赴く通り、台湾事件は平蔵の家族と台湾長官の個人的紛争として処理された。これは対外応接現場のひずみに対する江戸からの軌道修正である。

秀忠晩年の矛盾

秀忠政権は一六一六年以降、応接地帯設定・航路限定・出国制限・戦略物資輸出禁止・海賊禁止等々によつ

て軍縮とキリシタン禁制を進め、成果を上げた。それには外交権・交易権・軍事権・航路権の掌握が前提となる。しかし日本人の海外での行動の違法性をどこまで規制できるか、依然として問題が残った。家康期までは海外との諸問題が経験不足から放置状態だったため、秀忠期にその深刻化の歯止めが課題となったのである。日本人が進出した地域とは国交や条約協定はなく、国内法での対処以外に道はない。そのため幕藩体制の整備に伴い、規制を強化する過程で必然的に内陸化が進むことになった。秀忠・家光政権の対外政策の行着く先に鎖国政策もあることは、元和期から方向づけられていたのである。海外での日本人の問題行動、とくに武力行使と幕府の軍事権との関わりについて、三つの例で見たい。

(1) 一六一六年、長崎代官村山当安は台湾島探索という名目で船を出した。乗員は武装して台湾に上陸したが一部は先住民に殺され、その後中国沿岸に転じて略奪を行った。⁽³⁸⁾ 実態には不明の部分が多く、その後はうやむやとなり、村山の代官職剝奪については、軍事・外交権の例である。(2) 代官の座を奪った末次自身も、その一二年後に台湾事件で取った行動について、「將軍への

奉仕」という名目を盾に、国法違反の意識は稀薄だったようだ。しかし江戸の意識から見れば、外交関係のない、主権者不在の台湾であっても、身辺警護以上の私兵や武器を運んだことは軍事権に抵触すると判断されたと思われる。対外応接の現場は、絶え間なく流出するヒトやモノによって江戸の基本理念の綻び目に容易になりうるうえ、海外での行動まで規制するには限度がある。台湾事件の処理で一つの方向性、鎖国への傾斜、が定まったように思う。これが秀忠期である。(3) 鎖国完成期、一六三七年島原乱勃発の数日後の長崎奉行榭原によるマニラ攻撃計画には、時代の要求する所がよく現れている。一六三五年改訂の武家諸法度では、変事には出兵せず指示を待つべきことが明示された。キリシタン蜂起の鎮圧にマニラ攻撃が有効と考えたに違いない榭原は、代官末次(息子)とともにオランダ人が自発的にそれを申出るよう説得した。⁽³⁹⁾ 海外の戦闘であっても奉行が直接それをオランダ人に命じることは国法に違反することが明白だからである。

このような状況で、秀忠の最晩年に再度江戸の政策に逆行する動きが応接の現場で現れた。長崎奉行竹中重義のマニラ派船である。竹中は切腹となったが、第一の理

由は、幕府の重要警戒地点ルソンに、様々な形で国禁に違反する船を送ったことと思われる。この関係者たちも秀忠の死と前後して尋常でない死を遂げ、彼らの動向を制する形で第一次鎖国令が出された。

一六二八年初冬に長崎奉行に任じられた竹中は、前奉行水野と異なり、外交担当者でもあった。キリシタン弾圧はもとより、同年のシヤム湾高木船焼討ち事件⁽⁴⁰⁾で中断したポルトガル貿易復活にも辣腕を振るつた。その際宣教師密航幫助容疑で一六二三年以来抑留されていたポルトガル商人ジェロニモ・デ・マセドが釈放され、竹中のマニラ派船の船長に任じられて準備一切を仕切つた。⁽⁴¹⁾ この船は島原藩主松倉重政の船に同行する形を取つた。松倉はかねてからキリシタンの根拠地マニラの武力制圧を意図し、秀忠から事前調査の内諾を得ていた。⁽⁴²⁾ 松倉船は家臣二人が代表となり、マセド船にはマカオからシヤム湾事件解決のために派遣されたポルトガル使節が竹中の使者に転じて、ともに朱印状なし、竹中の通航証のみで一六三〇年一二月出帆した。⁽⁴³⁾ 実はシヤム湾事件の第一報が届いた二八年段階で、マニラとマカオへ二隻のポルトガル船の出航が準備された。朱印船が受けた待遇に将軍が憤慨して、損害賠償を要求し、人質を引き渡させ、処

置を自分に一任させるよう將軍が命じることを知らせるため、とされている。⁽⁴⁴⁾ ここまでは長崎奉行水野、代官末次の任期中である。しかし幕府が使者を立てて何事かを国交断絶した国へ「通告する」ことは、外交実務としては有り得ないから、これは現場の独断の可能性が高い。そのうえ松倉の軍事計画は早い段階で竹中からマニラに暴露されていた。⁽⁴⁵⁾ そして三〇年の竹中の派船は、二八年の「將軍の損害賠償請求・人質引渡し請求」を実現させる形で行われたのである。ところが出帆前月松倉が急死し、竹中による毒殺が疑われた。⁽⁴⁶⁾ 松倉の計画はこの時点で「其事止ぬ」⁽⁴⁷⁾ となっている。松倉側の参加はここまでだったが、実際は船と乗員はそのまま、派船は実行された。采配はすべて竹中が振るつたことになる。

竹中の二隻のマニラ派船は、国交断絶した国が行先、用件不明で秘密裏に準備されたことで、「非常に不思議なこと」と受取られ、一般にもこの派船の目的と成果は秘匿されていた。⁽⁴⁸⁾ 二隻は三一年一月にマニラ着、マニラ側には貿易と通交を口実にしたシャム湾事件の報復戦争の事前調査と受取られた。マニラは竹中の警告によつて二九年には壕を掘るなど警戒体制を敷いていた。⁽⁴⁹⁾ だが一行は十分な商利とマニラ側からの通商再開の申入れを得

た。こちらが裏の、おそらく真の目的であった。⁽⁵⁰⁾ 三一年六月竹中はオランダ人に、ポルトガル人がシャム湾事件の責任者を引渡すと約束したのでマニラに船を送つたが、スペイン人が同意しなかつたので將軍は報復を考えるだろう、と語つた。⁽⁵¹⁾ マニラ軍事施設調査が松倉船の、スペイン人責任者引取りが竹中船の名目になっていることが分かる。だが幕府に両者から報告が届いた形跡はなく、一六七一年の「呂宋覚書」は回顧談の域を出ない。⁽⁵²⁾ 二隻は翌年再度出帆した。この時、大坂以西から恐らく公儀の手で集められたハンセン病キリシタン一三〇人がマニラに追放された。長崎の地誌では竹中時代の公的な追放のように記し、『通航一覽』にも松倉の事蹟として同一の記載がある。⁽⁵³⁾ 竹中・松倉双方で七〇人ずつの扱いということになっている。マニラでは報復と受け取つた。この時竹中からマニラ長官に送つた返書には、この措置とは裏腹に、貿易再開と通航の見通しは明るく、通航証も自分が手配しよう、とあつた。マニラ側は、もし日本人が正当に賠償を求めたなら支払つたものを、という反応で、来日要請は財産差押えとスペイン人殺害が目的と感じて、この年も承知しなかつた。⁽⁵⁴⁾ 第一次派船で竹中は、松倉が得た秀忠の内諾を自分の派船の正当性の補強材料

に利用した。松倉は反キリシタン・通交遮断、竹中は、表向きの名目とは逆に、交易と通交再開が真の目的で、両者の目的と利害は全く矛盾し、秀忠の意に添うのは松倉、反するのは竹中である。松倉の死は竹中の好機であり、その意図を隠れ蓑にした。

延べ四隻のマニラ派船の問題点は何か。まず、国交断絶の要警戒地域へ公務を装い、真の目的を隠蔽して非朱印船を送ったことである。シヤム湾事件の幕府としての制裁は、同じ国王を戴くポルトガル人の長崎貿易の一時停止だけである。責任者引渡しと損害賠償請求は、マニラ側には公務と受取られた。これは秀忠個人の願望だったかもしれない。しかし幕府が使者を立てて国交断絶の国へ何かを要求したり折衝したりすることはないのである。幕府が関知しないなら末次平蔵の台湾事件時の人質抑留と同様、職権濫用である。第二次派船のハンセン病者追放も同様で、公務ならば派船自体を隠蔽する必要がない。ただ、ハンセン病者やキリシタンの追放は非公然公務で、前述の二八年のポルトガル船も將軍から永久追放された上流キリシタンを乗せていた。こうした人々は官憲の手で長崎まで送られるが、その後は便船があり次第国外に追放された。竹中はそれを利用したように思

われる。使者を立てた派船やマニラでの交易と通交再開運動は、国禁に違反し、外交権・交易権の侵害である。当時竹中はマセドと親密すぎたのが命取りだったと言われたが、先方が自身の、またはポルトガル・スペイン側の利を図る可能性も十分あったのである。台湾島の東側を通るルソン航路もすでに幕府は廃止している。日本から積出した品々が大量の小麦粉と大砲鑄造用のブロンズという戦略物資だったのも問題である。現地では宣教師とも接触し、そのうち二人が通訳した。さらに三二年、松倉船に宣教師四人が乗ってきたことも発覚した。これはキリシタン禁制と軍縮の基本政策に違反し、致命的である。この一連の事件で松倉家には何の咎めもなかった。すべて竹中の一存だったことになる。

竹中は一六三三年罷免され、その不正調査のため上使として奉行二人が選ばれた。「第一の主要な人物」である仮奉行今村正長は現職の下田奉行で、海事の現場指揮官である。その起用はマニラ派船を始め、朱印船も含めた海外渡航の実態調査に専門知識を生かすためと思われる。その結果竹中が国禁に違反した事実が突き止められたに違いない。竹中が各方面から訴えられたのは、悪政を行い、中国人の貨物一三パーセントを自分用に取上げ、贈

物を収め、自己名義で渡航証を発行し、自ら貿易に関与、マニラへ数隻の船を送り、キリシタンに適当な迫害を加えないというもので、マカオへ贖金を送った疑いも持たれた。⁽⁶⁰⁾職からの追放は私的渡航証発行が理由だが、切腹の決め手はマニラ派船以外には見当らない。竹中は末次平蔵が起こした事件についても深く関わり、親しく相談を受け、決定を助け、決議を確認していた。⁽⁶¹⁾両者の行動は相似し、外交権・交易権、一部軍事権と航路権の侵害が指摘できる。これも江戸の対外諸政策と現地の対外観とのズレから生じたもので、竹中の処罰も末次と同様、幕府側からのひずみ修正である。

対外関係の修復、結びにかえて

一六三〇年を迎える頃から幕府の対外姿勢には秀忠の影響が薄れ、家光の意向が強まってきたように思える。秀忠は軍縮を基本理念としたが、不戦論者というより幕府への軍事権集中に意を用いたのであり、松倉のマニラ偵察に内諾を与えたような「武威」の人である。晩年はとくにその傾向が著しかった。これに対して家光は不戦平和の遂行者である。二人の意識は同一ではなく、両者間には側近を巻込んだ一種の緊張関係が生じていたよう

に思える。家光側から見れば、秀忠の意を汲むのに松倉は直截に過ぎ、末次や竹中は方向を誤ったのである。しかしここで述べてきた一連の事件については、江戸が現地を動かしたのではなく、現地が江戸を無視し、あるいはその意を体するのに恣意的でありすぎて、それが江戸に、また派閥に投影されるような形であったと思う。幕府にとっては、竹中が末次の暴走を制して軌道修正すればそれでよし、さもなければ竹中を処罰することで政策が定着すればそれでもよかつたのである。結局後者のように帰結し、今村らの報告を待つて第一次鎖国令が出された。長崎の町の制御も一段と進んだ。行動面では類似しても暴走しない現地支配者、例えば平戸藩主、は進退を誤らずに生残った。一連の事件は秀忠の死の前後に集中的に解決され、土井、松浦、松倉など深く関与した筈の人々は、秀忠自身を守る形で責任を問われなかったのである。

秀忠の死後、家光政権が対外関係の修復をいかに進めたかについて、ここでは朱印船制度の終了についてのみ述べたい。そのいきさつは奉書船制度の検討で明らかになろう。平戸オランダ商館長の日記一六三五年三月の記事では次のようである。⁽⁶²⁾(1) 長崎でインドシナ半島各

地へ出帆準備の整った商人に閣老三人署名の奉書が届いた。(2) 商人らはすでに前年朱印状を受けて待機していた。(3) 奉書の述べる以下の理由で彼らの出帆は停止された。トンキンは数年前日本から武器持出しと販売の事実がある。コーチシナはマカオ・マニラと通交貿易があり、日本人をキリシタン化するうえ宣教師援助の可能性がある。これらに將軍が不満を抱いている。以上から幾つかの事実が読み取れる。まず、朱印状の毎年更新とは別に、奉書の内容である国外取引の実態調査が行われ始めたことである。奉書の機能については、海外での朱印状侵犯回避のための代替品発行指示とする説が有力である。⁽⁶³⁾しかし朱印状はその形態(紙質・大きさ・書き方・捺印の位置)で識別されるうえ、三〇年来公儀が威信をかけてその認知を強力に推進してきた唯一の証状である。仮に代替品が現物と同じ効力として、侵犯で傷つけられるのはやはり国の体面、それが媒体となって航路に及んでいる「主権」に近いものである。代替で済むなら江戸でそれを直接発行すればよく、商人が朱印状を握ったまま長崎で時間を空費する必要もない。奉書を待って三月という遅い時期まで出帆できずにいたのは、取りも直さずそれが「出帆許可」だったからではないか。

徳川秀忠対外政策の平和志向面について

この奉書によって、その年の出帆も、制度そのものの存続も否定されたのである。朱印船の取引きに初めて公儀の調査の手が入ったのが奉書船制度と思われ、奉書船のみに出帆を許可したのが第一次鎖国令である。その許可の判断が軍縮とキリシタン禁止への抵触如何にかかったことはこの史料に見える通りである。前年の一六三四年二月の商館長日記には、すでに幕閣が朱印状による渡航の停止を決意していたことが見える。⁽⁶⁴⁾この記事では奉書も朱印状も「許可状」を意味する同じオランダ語で表現されている。奉書船は「奉書によって出帆を許可された朱印船」と解釈できる。外国人の朱印状冒瀆よりも日本人自身⁽⁶⁵⁾の国益侵害の方が問題となったのである。朱印状は幕府が掌握しようとする航路権に関わるもので、「日本からどこそこへ行く船」と表示されるその区間の海上安全のみが眼目である。台湾のような主権者不在の行先があるのは、外交や交易という陸の問題が別次元だからである。その朱印状について、幕府に数年間の台湾への発行停止を要求したのが台湾事件当時のオランダ人だった。⁽⁶⁵⁾台湾事件以降、幕府が台湾行き⁽⁶⁵⁾の発行を停止したのは、本来「海」に属する朱印状に混乱要素としての「陸」が、相手優位で紛れ込むのを避けたためもあるう。

ついで平和政策に違反する事実が判明してこの制度は終了した。これも応接現場の綻びの修復である。

さて、一六一六年秀忠政権が対外政策の第一歩として設定した対外応接地帯は、幕末まで機能を保持した。当初曖昧だったその輪郭に、二一年の海賊禁止令で具体的な位置関係が付与され、長崎は鎖国後さらに広域の国境地帯の中核となった。佐賀・福岡二藩が長崎警護を、熊本その他近隣大名が自領海岸線の監視を命じられたことで、八重山諸島から筑前に至る千キロ以上の海岸に警備網が成立した。国の命令で番に当る兵士は国軍としての国境守備隊、そこに現出するのは西の国境の大部分である。鎖国期には、長崎から女島までは日本、と認識され、領海内では陸地同様戦闘とキリシタンが厳禁となった。内側では主権を確立し、外側も東シナ海を静謐な緩衝地帯として監視しようとする考え方は、それまでの東アジア諸国との領土意識がやや稀薄な関係を規範にしては対処しきれない、領土と主権を明確にする新しい世界観にいかに対処するかを試みであったと思う。鎖国は日本の独立意識の近世的表現として捉えられるのではないか。このような意識は鎖国完成時が最も強く、一八世紀を迎えて国際間の緊張が緩むと、女島は地図から消え、長崎

防備も形ばかりとなってゆくのである。

注

- (1) 『日本関係海外史料イギリス商館長日記』原文編、全三巻、一九七八〜八〇年、東京大学史料編纂所、中、一八六〜七頁。
- (2) 『広島県史』近世1、通史3、一九八一年、広島県、五六二頁。
- (3) 『イギリス商館長日記』原文編、上、三五六頁。
- (4) 同右、中、一六三頁。
- (5) 『大日本史料』十二一三十四、四十五。大英図書館所蔵インド省文書「東インド会社書簡集原本」(以下「書簡集」と略す) 一六二〇年二月六日平戸発東インド会社総裁あてロバート・アダムズ書簡、一六二二年九月七日平戸発東インド会社総裁あてリチャード・コックス書簡、一六二二年八月二日平戸防衛艦隊会議録ほか。
- (6) 『イギリス商館長日記』原文編、下、一五五頁ほか。『大日本史料』十二一三十八。
- (7) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』全三冊、一九五六〜五八年、岩波書店、一、八四頁。
- (8) レオン・パジェス著、吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』全三冊、一九三八〜四〇年、岩波書店、中、一六八、一八八頁。
- (9) 『イギリス商館長日記』原文編、下、一五五、一八三、二〇四頁。
- (10) 同右、下、一三三頁。「書簡集」一六二二年九月七日

平戸発東インド会社総裁あてリチャード・コックス書簡。

- (11) 『書簡集』一六二〇年三月一〇日長崎発東インド会社総裁あてリチャード・コックス書簡。

- (12) ブレア、ロバートソン編『フィリピン諸島誌』全五五卷、一九冊、Blair, Robertson (eds.), The Philippine Islands 1493-1898. 55 vols., Ohio: The A.H. Clark Company, 1903-1909, reissued in 19 vols., Rizal: Cacho Hermanos Inc., 1973. (以下『フィリピン諸島誌』と略す) 卷一八。

- (13) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』全四冊、一九六九～七〇年、岩波書店、一、四四～五頁。

- (14) 『日本切支丹宗門史』中、二七八～九頁。

- (15) 同右、下、七頁。

- (16) 『大日本史料』十二一三十八。

- (17) 同右。

- (18) 京都史蹟会『羅山先生文集』全二卷、一九七九年、ペリかん社、上、一三六頁。

- (19) 『大日本史料』十二一三十八。

- (20) 大英図書館所蔵インド省文書「防衛同盟関係史料」一六二〇年五月二九日付、バタイア防衛会議議事録。

- (21) 同右、一六二〇年七月二六日付、平戸防衛艦隊会議議事録。

- (22) 同右、一六二二年六月一七日付、平戸防衛艦隊会議議事録。

- (23) 『大日本史料』十二一三十八。

- (24) 『通航一覽』全八冊、一九二二～二三年、国書刊行会、

卷之百八十二、南蛮部一。

- (25) 『イギリス商館長日記』原文編、中、七九頁、三〇四～五頁、三四四頁。

- (26) 『平戸オランダ商館の日記』二、三七八、四三七頁、三、四三頁。この史料の、長崎奉行竹中と代官末次が、台湾から日本に役立つという口実で自分たちの利益を得ようとしたうえ、台湾と交換するためマニラを占領しようとしている(マニラからスペイン人を追出し、台湾のオランダ人をマニラに移す)、という平戸藩主の言葉は、カトリックの根拠地を日本の近くから遠ざけようとする幕府内の了解を示唆するものだろう。

- (27) 『日本切支丹宗門史』中、二二〇頁、下、二七頁。

- (28) 同右、下、三二、六〇頁。

- (29) 同右、下、二七頁。

- (30) 同右、下、三二、六〇、六三頁。

- (31) 『羅山先生文集』上、一三六頁。

- (32) 同右。『大日本史料』十二一七、十二一三十八。

- (33) 『平戸オランダ商館の日記』一、四三四頁。

- (34) 台湾事件については『平戸オランダ商館の日記』一、二が史料となる。

- (35) 『平戸オランダ商館の日記』一、二九八、三三〇、四一七～八頁。

- (36) 同右、一、一四〇～一、二七〇、四四八頁。

- (37) 同右、三、四三頁。

- (38) 『書簡集』一六一六年二月二五日平戸発東インド会社あてリチャード・コックス書簡、一六一六年七月二二日

- 平戸発大坂方面リチャード・ウィックカムあて同人書簡、一六一六年八月八日平戸発大坂方面リチャード・ウィックカムあてジョン・オスタウィック書簡。
- (39) 『平戸オランダ商館の日記』四、一七一―一九頁。
- (40) シヤム湾で一六二八年長崎代官の朱印船貿易家高木作右衛門の船がマニラ出帆のスペイン艦隊に拿捕・焼討ちされた事件。『平戸オランダ商館の日記』一、二八六頁。『フィリピン諸島誌』卷二二、二四。
- (41) C.R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*. Lisbon: Centro de estudos historicos ultramarinos, 1959. (以下ボクサーと略す) 九七―八、一二四―五、一二九頁。『平戸オランダ商館の日記』一、三五五―六頁。
- (42) 『通航一覽』卷之百八十一、南蛮呂宋国部止。
- (43) 村上直次郎訳注、中村孝志校注『バタヴィア城日誌』全三冊、一九七〇―七五年、平凡社、1、一一四―五頁。『フィリピン諸島誌』卷二四。ボクサー、一二四―五、一五〇頁。『平戸オランダ商館の日記』二、一七〇頁。
- (44) 『平戸オランダ商館の日記』一、一三八―九、二四九、二五四、二六二、二六七頁。
- (45) 「呂宋覚書」「海表叢書」卷六。『フィリピン諸島誌』卷二四。
- (46) 『細川家史料』、一九六九、東京大学史料編纂所、四二一。
- (47) 『通航一覽』卷之百八十一。
- (48) 『平戸オランダ商館の日記』二、八七―八、五一―八九頁。『バタヴィア城日誌』1、一一四―五、一一九、一二四頁。
- 二四頁。
- (49) 『フィリピン諸島誌』卷二四。『平戸オランダ商館の日記』二、五三五―六頁。「呂宋覚書」。『日本切支丹宗門史』下、一六一―二頁。
- (50) 『フィリピン諸島誌』卷二四。『平戸オランダ商館の日記』二、五三〇頁。ボクサー、一二四―五頁。
- (51) 『平戸オランダ商館の日記』二、六六、六九―七〇、五三三―四頁。同書五三四頁には、秀忠のスペイン人への報復意図を知っているのは土井利勝、竹中、松倉その他少数だと、竹中自身がオランダ人に語ったことが見えている。
- (52) 「呂宋覚書」末尾に「于時寛文十一年辛亥歲八月十八日 川淵久左衛門咄なり」とある。
- (53) 『フィリピン諸島誌』卷二四。『長崎実録大成正編』一九七三、長崎文献社、一七六、三三四―五頁。『通航一覽』卷之百八十一。
- (54) 『フィリピン諸島誌』卷二四。
- (55) ボクサー、三三一九頁(注8)。
- (56) 『フィリピン諸島誌』卷二四。
- (57) 同右。
- (58) 『日本切支丹宗門史』下、二二四頁。吉田訳の「松倉長門守重治」は「長門守勝家」のことである。
- (59) 『平戸オランダ商館の日記』三、一二二頁。『新訂寛政重修諸家譜』全二六冊、一九六四―七年、続群書類従完成会、卷第八四一。今村正長は寛永四年父の跡を継いで下田奉行となり、同一〇年「仮の奉行」として長崎に下つ

た後、下田に帰任した。

(60) 『バタヴィア城日誌』 1、一六五、一六七頁。『細川家史料』五二六。

(61) 『平戸オランダ商館の日記』 一、三五六頁。

(62) 同右、三三、二〇二頁。

(63) 永積洋子『近世初期の外交』一九九〇、創文社、五六―七頁。

(64) 『平戸オランダ商館の日記』三、一〇三頁。

(65) 朱印船のみに貿易を許そう、という一六三四年の台湾オランダ人の言い分（『バタヴィア城日誌』 1、一九七頁）も、本来海上安全のための朱印状が相手優位の取引材料とされることを意味し、幕府の本意に反するため、制度廃止への引き金になったと思われる。